

災害時における応急対策業務等に関する基本協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時における県民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定による鳥取県地域防災計画に基づき、鳥取県災害対策本部が設置された場合
- （2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務等の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は次のとおりとする。

- （1）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- （2）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- （3）甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- （4）甲が管理する道路、河川等の施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- （5）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- （6）住民の生活安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣
- （7）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務等について、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 応急対策業務等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項の規定により市町村長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条の定めるところとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（補償）

第6条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、

災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条、河川法（昭和39年法律第167号）第22条第6項又は災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和40年鳥取県条例第7号）の定めるところによるもののほか、甲が予め加入した傷害保険により対応するものとする。

（細目協定）

第7条 この協定を実施するために必要がある場合には、その細目について、甲の各総合事務所長、各県土整備事務所長又は西部総合事務所日野振興センター所長と各地区の建設業協会会長は協定を締結するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鳥取県県土整備部技術企画課長、乙においては一般社団法人鳥取県建設業協会専務理事とする。

（効力）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 4 月 1 日

甲

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治



乙

鳥取県鳥取市西町2丁目310番地
一般社団法人鳥取県建設業協会
会長 山根敏樹

